

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成22年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	1.9E+3			1,900.0				1,900.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						6.7E+2	670.0	670.0
11	埼玉県	1.0E-1			0.1				0.1
12	千葉県	1.0E-1			0.1		1.5E+0	1.5	1.6
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						2.2E+1	22.1	22.1
24	三重県						1.2E+2	116.7	116.7
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.0E-1			0.1				0.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	8.8E+1			88.2				88.2
34	広島県								
35	山口県	1.3E+1			13.0				13.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	8.0E+1			80.0		1.0E+0	1.0	81.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		2.1E+3			2,081.5		8.1E+2	811.3	2,892.8

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。